

平成19年9月1日

答 申

第1 審議会の結論

「里親認定に係る過去5年分の全ての記録」(以下「本件公文書」という。)について鳥取県知事(以下「実施機関」という。)が行った公文書部分開示決定処分については、妥当であると判断する。

なお、里親認定申請書、里親調査票の様式(項目)については開示すべきである。

第2 審査請求に至る経緯

平成19年 1月26日 公文書開示請求
3月 9日 公文書部分開示決定通知
5月10日 行政不服審査法第14条の規定による異議申立

第3 実施機関の部分開示決定理由

1 里親認定に係る書類に記録されている氏名、生年月日、住所、電話番号、同居の家族、家族構成及び経歴については、鳥取県情報公開条例(以下「条例」という。)第9条第2項第2号の個人識別情報に該当、また、里親になることを希望する理由、健康状態、里親申し込みに至った動機、児童養育に対する熱意及び方針、家族の児童養育に対する考え方、家庭の経済状況、住居の状況、住居等に関する参考事項、地域の状況並びにその他参考事項については、条例第9条第2項第2号の「特定の個人は識別できないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を侵害するおそれがあるもの」に該当。

また、上記非開示情報については、上記非開示理由に併せ、条例第9条第2項第6号(事務事業支障情報)の非開示理由にも該当。

2 鳥取県社会福祉審議会児童福祉専門分科会議事録に記録された当該審議会委員の発言の中の一部委員の思想・信条がうかがい知れる情報は、条例第9条第2項第2号の「特定の個人は識別できないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を侵害するおそれがあるもの」に該当。

また、上記非開示情報については、上記非開示理由に併せ、条例第9条第2項第6号の「事務又は事業の適正な遂行に支障があるもの」の非開示理由にも該当。

3 上記1、2により里親認定申請書、里親調査票の里親申請者に係る部分はほとんど非開示となり、当該部分を除いて様式(項目)部分を開示しても有意性がないため、様式(項目)部分も非開示。

また、里親認定申請書添付書類の履歴書、住居平面図、市県民税(所得・課税)証明書及び記録表も個人情報が大部分を占め、非開示部分を除くと文書の有意性がないため、文書自体を非開示。

第4 異議申立人の主張

異議申立人の主張は、異議申立書によると概ね以下のとおりである。

1 異議申立者の公文書開示請求の目的（

）が果たせないため、開示しない部分を氏名と住所と電話番号のみにすること、また書類自体が不開示になっているもの（履歴書等）も開示すること。

- (1) 条例9条第2項第2号の適用に当たっては、公文書の開示請求をしようとする者は条例第4条（適正使用）を守るに違いない（偶然個人が識別できても悪用しない）ので、なんとなく隠した方が良さそうな部分を非開示とし、形式的に適用するのが妥当な方法と思われる。異議申立人自身は開示された情報を利害関係のない者にみだりに提供することはない。
- (2) 氏名、住所、電話番号の部分を黒塗りにするのは簡単だと思うので、全ての部分を「一体として」非開示にするのは、条例第10条（部分開示）に反する。
- (3) 思想・信条、心身の状況等プライバシーに係る情報は特定の個人識別情報と組み合わせないと個人の権利利益を侵害するのには使えない。異議申立人自身は（氏名、住所、電話番号を非開示とされれば）個人を識別することはできず、個人の利益侵害にも使えない。
- (4) 思想・信条については、里親の認定等に関する省令にはそのような事を問うことは書いてないので、里親申請者が申告するのは任意である。また、心身の状況については同省令から判断すると、心身が健全か否かわかればよい程度のもと思われる。
- (5) 本当の意味でのプライバシーを気にするような人は児童福祉法第46条第1項（里親に対する知事の質問調査権）を読んだ時点で里親認定申請をあきらめる。
- (6) (3)～(5)から総合的に判断すると、児童の養育についての理解及び熱意を持っているような人が里親認定の記録が県民に開示されるのがいやというたわいもない理由で申請を躊躇することは無いと思われる。
- (7) プライバシー、思想・信条は日本国憲法で保護されていると思われ、仮に明らかになっても個人の権利利益が侵害されるおそれはない。
- (8) 社会福祉審議会児童福祉専門分科会の委員のプライバシーも憲法で保護されているので、委員が何を発言していても、委員自身の権利利益が侵害されることはなく、委員として真摯な発言ができなくなるなどということはない。
むしろ、同分科会議事録の開示は、公正な県政の推進に最も重要な意味を持つことである。

- 2 氏名と住所と電話番号以外の部分を非開示とする場合は、全て部分開示決定通知書の開示しない部分に表示すること、また、不開示情報をいたずらに逡増させることになるため、同部分に「～等」といった拡張解釈できる表現を使わないこと。

第5 実施機関の主張

実施機関の主張は、理由説明書及び意見陳述によると、概ね以下のとおりである。

昨今の児童虐待等の家庭問題の増加により、適切な養育を受けられない児童が多数いる現実がある。こうした児童は家庭的環境の中で養育されるのが望ましいため、里親制度への期待は大きい。しかし、同制度は欧米と比べ制度が普及しておらず、里親登録数は徐々に増えては来ているものの、まだまだ不足している状態である。また、里親の中には、実子ができない等の理由で特別養子縁組を申し出られ、半年間里親として経過を見た上で、養子縁組をされる場合もある。

里親にふさわしい人を選ぶ、適正な審査のためには、里親申請動機や家族状況も真摯に書いていただく必要がある。このため、里親申請に当たっては、内容が全てのプライバシーに及ぶことを前提に申請いただいている。申請者は申請書等が同意無く開示されることは無いという暗黙の了解の上で申請されており、これらを開示することになれば、今後、申請が出てこないおそれがある。

以上を勘案の上、以下のとおり部分開示決定した。

- 1 里親認定に係る書類の内、同書類に記録されている氏名、生年月日、住所、電話番号、同居の家族、家族構成及び経歴については、条例第9条第2項第2号の「特定の個人が識別され、若しくは識別されうるもの」として非開示、また、里親になることを希望する理由、健康状態、里親申し込みに至った動機、児童養育に対する熱意及び方針、家族の児童養育に対する考え方、家庭の経済状況、住居の状況、住居等に関する参考事項、地域の状況並びにその他参考事項については、個人の人格と密接に関係するプライバシーに係る情報として、条例第9条第2項第2号の「特定の個人は識別できないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を侵害するおそれがあるもの」として非開示とした。

また、上記非開示情報については、上記理由に併せ、開示することとした場合、新規里親申請者が少ない中で、今後、申請を希望する者に申請を躊躇させるおそれがあること及び申請者が真摯な申出をためらうことにより適切な認定審査ができなくなるおそれがあることから、条例第9条第2項第6号の「事務又は事業の適正な遂行に支障があるもの」としても非開示とした。

- 2 鳥取県社会福祉審議会児童福祉専門分科会議事録に記録された当該審議会委員の発言の中の一部委員の思想・信条がうかがい知れる情報は委員個人の人格と密接に関係する情報として、条例第9条第2項第2号の「特定の個人は識別できないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を侵害するおそれがあるもの」として非開示とした。

また、上記非開示情報については、上記理由に併せ、開示することとした場合、委員として真摯な発言ができなくなるなど、審議会を適正に運営することが困難になるおそれがあることから、条例第9条第2項第6号の「事務又は事業の適正な遂行に支障があるもの」としても非開示とした。

- 3 上記1、2により里親認定申請書、里親調査票の里親申請者に係る部分はほとんど非開示となり、当該部分を除いて様式（項目）部分を開示しても有意性がないため、様式（項目）部分も非開示とした。

また、里親認定申請書添付書類の履歴書、住居平面図、市県民税（所得・課税）証明書及び記録表も個人情報が大部分を占め、非開示部分を除くと文書の有意性がないため、文書自体を非開示とした。

第6 本件異議申立て審議の経過

年 月 日	処 理 内 容
平成19年 5月28日	諮問書の受理
6月15日	実施機関から理由説明書提出
7月23日	実施機関・異議申立者の意見陳述、審議

第7 審議会の判断

1 本件公文書について

本件公文書は、過去5年分の鳥取県の里親認定に係る書類であり、以下の公文書から構成される。

諮問書、答申書、里親認定伺い、里親認定通知書、児童相談所長への通知、里親認定申請書、副申書、里親調査票及び添付書類（申請者等の履歴書、住宅平面図、市県民税（所得・課税）証明書等）、鳥取県社会福祉審議会児童福祉専門分科会議事録

申立人は里親認定に係る書類に記録された里親申請者等の氏名、住所及び電話番号以外の個人情報の開示及び鳥取県社会福祉審議会児童福祉専門分科会議事録の委員発言の非開示部分の開示を求めているため、当該部分についてそれぞれ非開示情報該当性を検討する。

2 非開示情報該当性について

(1) 里親認定に係る書類に記録された氏名、住所及び電話番号以外の個人情報の条例第9条第2項第2号（個人情報）該当性について

申立人は氏名、住所及び電話番号以外の個人情報の開示については、氏名、住所、電話番号を非開示にすれば、識別性（識別されうること）は無い、プライバシーに係る情報は他の情報と組み合わせないと権利利益の侵害に使えない等と主張している。

このため、氏名、住所及び電話番号以外の個人情報の条例第9条第2項第2号（個人情報）該当性について検討する。

条例第9条第2項第2号は、「個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を侵害するおそれがあるもの」を非開示とするものとしている。

異議申立人は、思想・信条については、里親の認定等に関する省令にはそのような事を問うことは書いてないので、里親申請者が申告するのは任意であり、また、心身の状況については同省令から判断すると、心身が健全か否かわかればよい程度のものであると思われるが、実施機関の申立によると、里親認定申請書、里親調査票等は里親としてふさわしいかどうかを判断するため、里親申請の

動機や家族の情報等を真摯に書いてもらっているとしている。

このため、里親認定に係る書類の内容を見ると、里親認定書については、申請者等の住所、氏名、電話番号以外に、職業、生年月日等の個人識別（しうる）情報、また、「里親になることを希望する理由」、「健康状態」の項目の中の申請者の思想・信条、心身の状況等の機微情報が具体的に記載されている部分が非開示とされていることが認められる。また、里親調査票（添付書類含む。）でも同じく、申請者等の住所、氏名、電話番号以外に、職業、生年月日等の個人識別（しうる）情報、また、「健康状態」、「里親申し込みに至った動機」、「児童養育に対する熱意及び方針」、「家庭の児童養育に対する考え方等」等の項目の中の申請者の思想・信条、心身の状況等の機微情報及び「家庭についての事項」の項目の中の申請者の生活環境（居住、生計）等の機微情報が具体的に記載されている部分が非開示とされていることが認められる。

また、鳥取県社会福祉審議会児童福祉専門分科会議事録の中でも担当者がこれらについて説明を行い、これに基づき委員が議論している部分が非開示とされていると認められる。

上記を勘案すると、実施機関が非開示とした里親認定に係る書類に記録された氏名、住所及び電話番号以外の個人情報、特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を侵害するおそれがあるものに該当し、条例第9条第2項第2号該当性が認められる。

（2）里親認定に係る書類に記録された氏名、住所及び電話番号以外の個人情報の条例第9条第2項第6号（事務事業支障情報）該当性について

異議申立人は、児童の養育についての理解及び熱意を持っているような人が里親認定の記録が県民に開示されるのがいやというたわいもない理由で申請を躊躇することは無いと主張するが、実施機関は申請者は申請書等が同意無く開示されることは無いという暗黙の了解の上で、申請されており、開示することになれば、今後、申請が出てこないおそれがある、と主張する。

このため、里親認定に係る書類の内容を見ると、（1）のとおり、氏名、住所及び電話番号以外にも個人識別（しうる）情報及び他人に知られないことが相当と思われる申請者個人の人格と密接に関連する機微情報等が記録されている部分が非開示とされていることが認められ、こうした情報が開示されることがわかれば、新規里親申請者が少ない中で、今後、申請を希望する者に申請を躊躇させるおそれがあること及び申請者が真摯な申出をためらうことにより適切な認定審査ができなくなるおそれがあるとする実施機関の主張は首肯できる。

したがって、里親認定に係る書類に記録された氏名、住所及び電話番号以外の個人情報の条例第9条第2項第6号該当性が認められる。

（3）鳥取県社会福祉審議会児童福祉専門分科会議事録に記録された当該審議会委員の発言の中の一部委員の思想・信条がうかがい知れる情報の条例第9条第2項第2号（個人情報）該当性及び条例第9条第2項第号（事務事業支障情報）該当性について

実施機関は、標記情報について、委員個人の人格と密接に関係する機微情報として、条例第9条第2項第2号の「特定の個人は識別できないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を侵害するおそれがあるもの」として非開示としていると主張するが、異議申立人は、同分科会議事録の開示は公正な県政の推進に最も重要な意味を持つものであると主張する。

このため、当該発言について検討すると、同発言は法令により設置された審議会の中での公務員としての発言であり、また、内容を見ると、委員の思想・信条がうかがい知れるものの、公にすることにより、当該委員の権利利益を不当に侵害するおそれがあるものとまでは言えない。

しかし、一方で、実施機関が主張するように、委員個人が特定されなくても、当該発言が公開されると、今後の委員会において、委員が発言に慎重になり、忌憚なく議論ができなくなることにより、審議会の目的達成に支障を生じるおそれは認められる。

したがって、一部委員の思想・信条がうかがい知れる情報の条例第9条第2項第6号該当性は認められる。

なお、異議申立人は全ての部分を「一体として」非開示にするのは、条例第10条（部分開示）に反すると主張しているが、実施機関が上記（1）（2）により個人情報情報を非開示としたため有意性が無くなったとして非開示とした里親認定申請書、里親調査票の様式（項目）については、開示することにより異議申立人が非開示とした情報の非開示情報該当性を推認しうることを勘案すると、全く有意性がないわけではないため、当該部分は開示すべきである。

3 異議申立人のその他の主張について

- (1) 異議申立人は日本国憲法によりプライバシーや思想・信条は保護されているため、仮に個人が識別されても個人の権利利益の侵害のおそれはないと主張するが、憲法上のこれらの保障から直ちに情報公開による個人の権利利益の侵害のおそれがないことが導き出されるものではなく、両者の関連が不明であり、また、条例上（第9条第2項第2号）識別性のある（識別しうる）個人情報であれば、個人の権利利益の侵害のおそれの有無にかかわらず非開示とされている。
- (2) 異議申立人は、公文書の開示請求をしようとする者は条例第4条（適正使用）を守るに違いないと主張するが、その根拠が不明であり、また、条例第4条の適正使用規定が遵守されるかどうかは、開示・非開示の直接の判断基準とはいえない。
- (3) 異議申立人は自らを判断基準として、個人情報の個人識別性や個人情報を取得した場合の権利侵害のおそれがないと主張するが、開示請求は県内在住者等であれば誰でも請求でき、開示決定に当たり請求者が誰であるか考慮するものではない。
- (4) 異議申立人は氏名と住所と電話番号以外の部分を非開示とする場合は、全て部分開示決定通知書の開示しない部分に表示すること、また、不開示情報をいたずらに遡増させることになるため、同部分に「～等」といった拡張解釈できる表現

を使わないことと主張している。条例第7条第3項は、実施機関は、開示決定等をしたときは、速やかに、開示請求者に対して、その内容を書面により通知しなければならないとしており、条例施行規則様式第4号で部分開示決定様式が定められ、同様式の中に「開示をしない部分」欄が設けられている。さらに、鳥取県情報公開事務取扱要綱第5の4(5)で「開示をしない部分」欄については、非開示情報の概要を記載するものとするとしている。

実施機関は非開示情報が多岐にわたるため、代表的な非開示情報を記載して、その他の情報を「等」とまとめて記載したと主張しており、当該主張に特段違法あるいは不合理な点は認められない。

以上、異議申立人の(1)から(4)の主張は採用できない。

また、異議申立人のその他の主張についても、当審議会の上記判断を左右するものではない。

以上により、第1「審議会の結論」のとおり答申する。